

尾張旭市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体（社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和元年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（財政援助団体監査）

2 監査の対象

平成 29 年度及び平成 30 年度の社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本市からの財政援助に係る事務

3 監査の期間

平成 31 年 3 月 25 日から平成 31 年 4 月 26 日まで

4 監査の方法

協議会の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

協議会の事務及び当該団体に関する市の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの 福祉課）

補助金等の交付事務において、交付すべき額の全部又は一部を前金払の方法で交付することができるのは、尾張旭市補助金等交付規則第 10 条第 2 項により「補助事業等の目的を達成するために市長が必要と認めたとき」に限られるが、補助金の交付決定に係る決裁書において、前金払を必要とする理由が明らかにされていない。